

日本政府に核兵器禁止条約の調印・批准を求める意見書（案）

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押ししました。核兵器はいまや不道徳であるだけでなく、歴史上はじめて明文上も違法なものとなりました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。また、条約は核保有国の条約への参加の道を規定するなど核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

2018年9月20日、核兵器禁止条約の調印・批准が開始されて以降、国際政治でも各国でも、前向きな変化が生まれています。条約調印国は2020年8月18日に新たにモザンビークが署名し83か国となりました。また、2020年8月6日にはアイルランド・ナイジェリア・ニウエが、同年8月9日にはセントクリストファー・ネービスが加わり批准国は44か国にまで広がり、条約の発効まであと6か国となりました。

しかし日本政府は、いまだアメリカの核の傘にしがみつki、調印にも批准にも至っていません。また、今年の広島・長崎での平和記念式典の場や、終戦記念日の式典の場においても首相は核兵器禁止条約に触れることもありませんでした。広島と長崎への原爆投下によって核の惨禍を体験した世界で唯一の被爆国として、被爆者の思いに真に寄り添うためにも、核兵器の全面禁止のために真剣に誠実に努力する証となる核兵器禁止条約に調印・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

内閣総理大臣	殿
外務大臣	殿
衆議院議長	殿
参議院議長	殿